基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十一日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十七年四月一日決議予定の臨時株主総会（書面決議を予定）における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十七年三月十六日

静岡県富士市比奈一二八六番地の二

興亜工業株式会社

代表取締役社長　甘艸　保之

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十一日を基準日と定め、同日十七時現在の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

平成二十七年三月十六日

三重県桑名市大字播磨七四番地

株式会社佐藤製作所

代表取締役　佐藤　榮

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十六日

石川県金沢市高尾台一丁目四二三番地

株式会社コンダクト

代表取締役　穴田　幸雄

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年四月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十六日

岡山市東区鉄三一六番地

山陽ヤナセ株式会社

代表取締役　黒瀬　仁志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十七年三月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十七年三月十六日

広島県福山市桜馬場町二番二八号

池田糖化工業株式会社

代表取締役　池田　直之

株式募集事項につき通知公告

当社は、株式募集事項につき、平成二十七年三月九日開催の取締役会において左記のとおり決議いたしましたので公告します。

記

一、募集株式の種類及び数　普通株式二千二十二株

二、払込金額又はその算定方法　一株につき金二万七千二百円

三、現物出資に関する事項　該当なし

四、払込期日　平成二十七年三月三十一日

五、増加資本金及び資本準備金　出資された財産の額の二分の一（一円未満切上げ）を増加資本金の額とし、その余りを資本準備金の額とする。

六、割当先　特定の第三者

以　上

平成二十七年三月十六日

新潟市東区山木戸八丁目四番八号

マイコロジーテクノ株式会社

代表取締役　津野　芳彰

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である二坂時裕が退任することに対し異議のある債権者は本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十七年三月十六日

静岡県三島市中田町一二―八

アピラスインコーポレイテッド

日本における代表者　二坂　時裕

限定承認公告

本籍宮城県本吉郡南三陸町志津川字大上坊五九番地、最後の住所宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢六七番地四

被相続人　亡　阿部　良一

右被相続人は平成二十六年七月十七日死亡し、その相続人は平成二十七年三月五日仙台家庭裁判所古川支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

宮城県大崎市鹿島台木間塚字姥ケ沢六七番地四

相続財産管理人　阿部　美咲

限定承認公告

本籍福島県福島市松川町字木曽内裡一九番地二、最後の住所千葉県八街市文違三〇一番地二四〇三

被相続人　亡　沼崎　秀夫

右被相続人は平成二十六年十月二十三日死亡し、その相続人は平成二十七年三月五日千葉家庭裁判所佐倉支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

千葉県八街市朝日五八六―五四

相続財産管理人沼崎美紀子

右代理人弁護士　小堀球美子

同　平野　裕二

同　吉口　直希

同　後藤　貞和

限定承認公告

本籍愛知県豊田市十塚町三丁目三四番地、最後の住所愛知県豊田市十塚町三丁目三四番地第一錦ビル三〇三号

被相続人　亡　石井　和生

右被相続人は平成二十六年十二月二十二日死亡し、その相続人は平成二十七年三月六日名古屋家庭裁判所岡崎支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十七年三月十六日

愛知県豊田市東梅坪町一〇丁目五番地一五

ハイツ太田Ｂ―三〇一号

相続財産管理人　石井美佐子

任意清算公告

当社は、平成二十六年十二月三十一日をもって解散し、会社法六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

平成二十七年三月十六日

愛媛県四国中央市上分町八三〇番地の三

合資会社古辰

代表社員　薦田　辰男

訂正公告

平成二十七年三月五日掲載の合資会社ウエスト・コンサル・グループに係る組織変更公告中「香川県木田郡三木町大字氷上三九二九番地二」とあるは「香川県高松市花ノ宮町三丁目二番四号」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年三月十六日

香川県高松市花ノ宮町三丁目二番四号

合資会社ウエスト・コンサル・グループ

代表社員　佐藤　秀樹

訂正公告

平成二十七年二月二十七日（号外第四十三号）掲載の相続財産管理人司法書士芳賀聡に係る相続債権者受遺者への請求申出の催告中、「被相続人亡　戸田　工作」とあるは、「被相続人亡　戸田　耕作」の誤りにつき訂正します。

平成二十七年三月十六日

扱　店

正誤

ページ	段	行	誤	正
平成二十六年十二月十七日（号外第二百八十二号）公布経済産業省令第六十六号（商工会議所法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）				
〃	二	上 一五	「第六条	「第六条
〃	〃	一七	経済産業大臣」と	経済産業大臣」とあるのは「経済産業大臣」と
〃	〃	終りから三	事務	事項
平成二十六年十二月一日（号外第二百六十七号）厚生労働省告示第四百五十七号（高気圧作業安全衛生規則第八条第二項等の規定に基づく厚生労働大臣が定める方法等）（原稿誤り）				
四	下	一五	36.680	38.680
平成二十七年三月九日叙位・叙勲欄中（原稿誤り）				
九	一	終りから五	木庭　直臣	木庭　長臣
平成二十七年二月三日掲載の名古屋家庭裁判所に係る平成二十六年（家）第三三九一号相続財産管理人の選任中（原稿誤り）				
一二	三	終りから一四	森相続人	森相続人

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　三月十六日付第五五号九六ページ●同日付政府調達第四九号四八ページ●二月十二日付参会第五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）